

建設業を営む方へ

「建設業の許可」及び「技術者の配置」を確認し、適正な「施工体制」を整えて下さい

■ 建設業の許可について**■ 建設工事の種類ごとに適切な許可を受ける必要があります。**

建設工事の種類は、土木一式工事・建築一式工事の2つの「**一式工事**」と、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事など26の「**専門工事**」に分かれております。

建設業者は、軽微な工事や附帯工事を除き、元請・下請に関係なく、受注しようとする**建設工事の種類**に対応する許可を受ける必要があります。

■ 「一式工事」はオールマイティな許可ではありません。

一式工事は、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する**工事**」であり、一式工事の許可は、専門工事を受注できる許可ではありません。

■ 下請受注には、工事の内容に応じた専門工事の許可が必要です。

下請工事は、元請が行う「総合的な企画、指導、調整」を除いた専門工事として契約されるものであり、原則として下請工事では一式工事はありえません（総合的な企画、指導、調整を行う下請工事は、違法である「一括下請」に該当します）。

したがって、**下請工事（軽微な建設工事（請負代金額500万円未満の工事）を除く）**を受注する場合は、**工事の内容に応じた専門工事の許可が必要になります（一式工事のみの許可では下請工事は受注できません）**。

ただし、民間工事においてはこの限りではありません。

例えば、「コンクリート工事」を下請受注する場合には、「とび・土工・コンクリート工事（とび・土工工事業）」の許可が必要となります。

【相談窓口】

徳島県 県土整備部 建設管理課 建設業振興指導室 審査担当 088-621-2624

■ 工事現場に配置する技術者について

■ 工事現場には資格又は実務経験を有する技術者の配置が義務づけられています。

建設工事の適正な施工を行うためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格又は実務経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが義務づけられています。

■ 工事現場には主任技術者(監理技術者)を置かねばなりません。

建設業者は、建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額の大小に関わらず、必ず工事現場に施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者(監理技術者)を置かなければなりません。

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上を下請契約して施工する場合は、監理技術者を置かなければなりません。

■ 「専門技術者の配置」が必要な場合があります。

一式工事を構成する専門工事を自ら施工する場合には、工事を総合的に指導、監督する主任技術者(監理技術者)に加え、各専門工事の技術上の管理を行う「専門技術者の配置」が必要な場合があります(別紙参照)。

■ 施工体制台帳には、「専門技術者」を記載してください。

この度の施工体制台帳作成対象の拡大に合わせ、本県においても「専門技術者」を施工体制台帳に記載することとします。

【相談窓口】

徳島県 県土整備部 建設管理課 技術管理担当 088-621-2748

専門技術者について

(1) 専門技術者の配置が必要な場合

次の①～③の全てに該当する場合は、専門工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者又は監理技術者とは別に専門技術者を配置しなければならない。

自ら専門技術者を配置できない場合は、当該専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請させなければならない。

【専門工事とは】

建設業許可業種のうち、土木一式工事又は建築一式工事以外の26種類の建設工事

(例)とび・土工・コンクリート工事、石工事、鉄筋工事、舗装工事等

- ①「土木一式工事又は建築一式工事を構成する専門工事」、又は「専門工事に附帯する他の専門工事(附帯工事※)」を自ら施工する(下請しない)場合
- ②各専門工事の額がそれぞれ500万円以上の場合
- ③主任技術者又は監理技術者が当該専門工事の主任技術者としての資格又は実務経験を有しない場合

※建設業法第4条において、「許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる」となっており、これを附帯工事といい、主の次の二つがある。

- ①主たる建設工事の機能を保全し、十分な機能を発揮するために必要を生じた他の従たる建設工事
→擁壁工事(とび・土工・コンクリート工事)における起終点の取付石積(石工事)
屋根工事における塗装工事、管工事における熱絶縁工事 等
- ②主たる建設工事の施工により生じた他の従たる建設工事
→側溝工事(とび・土工・コンクリート工事)の施工により生じた余掘部の舗装復旧(舗装工事)
電気工事の施工により生じた内装仕上工事、建具工事の施工により生じた左官工事 等

(2) 専門技術者の要件

※「①の実務経験又は②の資格」及び「所属建設企業との直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要(主任技術者の要件と同じ)

- ①下記の実務経験を有する者(建設業法第七条第二号イ、ロ該当)

(i) 高等学校の指定学科卒業後	5年以上
(ii) 高等専門学校指定学科卒業後	3年以上
(iii) 大学の指定学科卒業後	3年以上
(iv) 上記(i)～(iii)以外の学歴の場合	10年以上(複数業種に係る実務経験による短縮あり)

※建設工事の種類毎に実務経験が必要

- ②1級及び2級の国家資格者等(建設業法第七条第二号ハ該当)

(3) 専門技術者の配置例

- 工事:河川工事(土木一式工事)
- 内容:擁壁工(とび・土工・コンクリート工事)、ブロック積工(石工事) ※いずれも500万円以上
- 主任技術者又は監理技術者の資格等:
 - ①1級又は2級(土木)の土木施工管理技士の場合
→ 専門工事(とび・土工・コンクリート工事及び石工事)の主任技術者となり得る資格を有するため、**専門技術者の配置は不要**
 - ②土木一式工事に関する実務経験10年のみの場合(資格及び他の実務経験なし)
→ **とび・土工・コンクリート工事及び石工事の主任技術者となり得る資格又は実務経験を有する者を専門技術者として配置が必要**